

商品概要説明書

(平成22年5月版)

1. 当座貯金
2. 普通貯金
3. 普通貯金無利息型(決済用)
4. 貯蓄貯金
5. 出資予約貯金
6. 納税準備貯金
7. 通知貯金
8. 大口定期貯金
9. スーパー定期貯金<単利型>
10. スーパー定期貯金<複利型>
11. 変動金利定期貯金<単利型>
12. 変動金利定期貯金<複利型>
13. 期日指定定期貯金
14. 定期積金
15. 積立式定期貯金
16. 据置定期貯金
17. 一般財形貯金
18. 財形年金貯金
19. 財形住宅貯金
20. 譲渡性貯金<NCD>
21. 定期積金(子育て応援型)

商品概要説明書

当座貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・当座貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 小切手・手形により随時払い戻します。
6. 利息	・ 無利息
7. 手数料	・ 小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度(公的制度)	・ 貯金保険制度により全額保護されます。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。・ 当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。・ 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当組合当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

商品概要説明書

普通貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・普通貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)当組合所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、 法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります
8. 付加できる特 約事項	・個人の場合は総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	—
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考 となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

商品概要説明書

普通貯金無利息型(決済用)

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・普通貯金無利息型(決済用)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息	・無利息
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります
8. 付加できる特約事項	・個人のは総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度(公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
11. その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

商品概要説明書

貯蓄貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・貯蓄貯金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・月1回、当組合所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20% (国税15%、地方税5%) の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
8. 付加できる特約事項	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

商品概要説明書

出資予約貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・出資予約貯金
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・出資払込に限り払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)当組合所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・出資払込以外、当組合がやむを得ないと認めた場合には、払戻しができます。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・毎年、出資配当金等をお受取になれます。

商品概要説明書

納税準備貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・納税準備貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として貯金者等の租税納付にあてる場合に払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。(ただし、貯金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄貯金組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。) ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	—
9. 中途解約時の 取扱い	—
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考 となる事項	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

商品概要説明書

通知貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・通知貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし（ただし、7日間の据置期間が必要です）
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・50,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻します。（ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です）
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を1万円以上とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の場合はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	—

商品概要説明書

大口定期貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・自由金利型定期貯金 (愛称：大口定期貯金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通貯金利率のうち、いずれか低い利率 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。詳しくは、窓口におたずねください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。
10. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

スーパー定期<単利型>

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期貯金(M型)<単利型> 愛称:預入金額300万円未満・・・スーパー定期 預入金額300万円以上・・・スーパー定期300
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第3位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、 法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1か月の、3か月の、6か月の、1年もの、2年もの の定型方式および1か月超3年未満の期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年以上3年未満の場合 約定利率×70% (2) 3年もの定型方式および3年超4年未満の期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90% (3) 4年もの定型方式および4年の期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×80% 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×90% (4) 5年もの定型方式および4年超5年未満の期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×20% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×30% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が3年以上3年6か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が3年6か月以上4年未満の場合 約定利率×80% 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90% <p>ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。
<p>10. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

スーパー定期<複利型>

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期貯金 (M型) <複利型> 愛称: 預入金額300万円未満...スーパー定期 預入金額300万円以上...スーパー定期300
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定型方式 3年、4年、5年 ・預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算 ・20% (国税15%、地方税5%) の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第3位以下切捨て) により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 3年ものの定型方式 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90% (2) 4年ものの定型方式 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×80% 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×90% (3) 5年ものの定型方式 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×20% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×30% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が3年以上3年6か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が3年6か月以上4年未満の場合 約定利率×80% 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90% ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険

	<p>法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

変動金利定期貯金＜単利型＞

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・変動金利定期貯金＜単利型＞												
2. 販売対象	・法人および個人												
3. 期間	・定型方式 3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が預入の際に提示する自由金利型定期貯金（M型）6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率 [利率を変更したときは変更後の利率] × 70%。小数点第3位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・個人の場合はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> ・中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%												
預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%												
預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%												
預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%												
預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%												

<p>10. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

変動金利定期貯金＜複利型＞

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・変動金利定期貯金＜複利型＞												
2. 販売対象	・個人のみ												
3. 期間	・3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が預入の際に提示する自由金利型定期貯金（M型）6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算 ・20%（国税15%、地方税5%）の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%												
預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%												
預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%												
預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%												
預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%												
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
11. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。												

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・期日指定定期貯金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・最長3年 ・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90%
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・一部解約の取扱いができます。預入日から1年経過後、1万円以上1円単位で一部解約が可能です。

商品概要説明書

定期積金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金(定額式、目標式、満期分散式、逦増式、逦減式) (愛称:スーパー積金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定額式、目標式の場合 6か月以上5年以下 ・満期分散式、逦増式、逦減式の場合 2年、3年、4年、5年
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定額式、目標式の場合 契約期間内で掛金を分割払込 ・満期分散式の場合 毎回一定日に一定の金額を払い込む。 ・逦増式、逦減式の場合 毎回一定日に一定の金額を払い込みとなりますが、契約期間中、年単位で掛金を増額または減額ができます。 ・1回当たり100円以上 ・目標式の場合 1円単位 ・定額式、満期分散式、逦増式、逦減式の場合 100円単位
5. 支払方法	・定額式、目標式、逦増式、逦減式の場合 満期日以後に一括して支払います。 ・満期分散式の場合 満期日以後に、親定積または子定積の単位で支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・定額式、目標式、逦増式、逦減式の場合 満期日以後に一括して支払います。 ・満期分散式の場合 満期日以後に、親定積または子定積の単位で支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算(月割計算) ・個人のは20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、 法人のは総合課税となります。 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口 でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息と元 金を支払います。
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満 たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険に より保護されます。

11. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または当初契約時の店頭表示の年利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
--------------------	---

商品概要説明書

積立式定期貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・積立式定期貯金(エンドレス型・満期型)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・エンドレス型 積立期間の定めはありません。 ・満期型 1年以上10年以下(3か月の据置期間を含みます)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・全額解約、個別定期全額解約、一部支払及び概算金解約の方法があります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・エンドレス型 預入のつど、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期貯金(法人の場合には、2年もの自由金利型定期貯金(M型))の店頭表示の利率を適用します。 ・満期型 預入のつど、預入日から目標日までの期間に応じた期日指定定期貯金または自由金利型定期貯金(M型)(法人の場合には、自由金利型定期貯金(M型)のみ)の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による預入ができます。 ・個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・期日指定定期貯金の場合 次の預入期間に応じた利率で、1年複利の方法により計算します 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90% ・自由金利型定期貯金(M型)の場合 次の預入期間に応じた利率により計算します。 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70% ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率 ・中間払利息が支払われている場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。

<p>10. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

据置定期貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・据置定期貯金
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・最長5年 (据置期間6か月) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・据置期間経過後は、全額解約と一部支払による取扱いを可能とし、それぞれ期間に応じた契約時の約定利率により支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入金額・預入期間に応じ、預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 ・満期日以降に支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 (半年複利計算します。) ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保定期に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・期限前(据置期間中)に解約する場合は、普通貯金利率により計算した利息と元金を支払います。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・据置期間後は、1万円以上の金額をいつでも払戻しできます。 ・半年複利で利息を計算するので、長く預けるほど有利です。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

一般財形貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・一般財形貯金
2. 販売対象	・勤労者（年齢制限なし）
3. 期間 （預入期間）	・3年以上
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1,000円以上の金額 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・全額解約、個別定期全額解約、一部支払及び概算金解約の方法があります。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	・預入のつど、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	—
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90%
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

財形年金貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・財形年金貯金																
2. 販売対象	・満55歳未満の勤労者																
3. 期間 (預入期間) (据置期間) (支払期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上 ・6か月以上5年以内 ・5年以上20年以内 <p>なお、支払開始日は満60歳に達した日以降の日</p>																
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類 (5) 年金元金計算日での作成貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入れ 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1,000円以上の金額 ・1,000円単位 ・一口の「期日指定定期貯金」とします。 ただし、年金元金計算日(支払開始日の3か月前の応当日)までの期間が1年未満の場合は「自由金利型定期貯金(M型)」とします。 ・上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したのものとして、所定の方法により分割し、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期とする一口の「期日指定定期貯金」を作成します。 ただし、年金支払日までの期間が1年未満の場合は「自由金利型定期貯金(M型)」とします。 																
5. 払戻方法	・上記3の「支払期間」のとおり、年金として、3か月毎に払い戻します。																
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・上記5の「払戻方法」と同様、年金として、組入貯金の満期日毎(3か月毎)に支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口へお問合せください。 																
7. 手数料	—																
8. 付加できる特約事項	・財形住宅貯金と合わせて、550万円間まで非課税																
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払以外の目的で払い戻した場合は、5年間遡って、利息に対し20%課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、貯金種類毎に以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 期日指定定期貯金の場合 次の預入期間に応じた利率で、1年複利の方法により計算します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> 自由金利型定期貯金(M型)の場合 次の預入期間に応じた利率により計算します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table> 	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	2年以上利率×40%	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	2年以上利率×50%	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	2年以上利率×60%	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	2年以上利率×70%	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	2年以上利率×90%	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																
預入期間が6か月以上1年未満の場合	2年以上利率×40%																
預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	2年以上利率×50%																
預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	2年以上利率×60%																
預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	2年以上利率×70%																
預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	2年以上利率×90%																
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																
預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%																

	ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率
10. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ お一人様一契約となっております。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。

商品概要説明書

財形住宅貯金

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名	・財形住宅貯金												
2. 販売対象	・満55歳未満の勤労者												
3. 期間 (預入期間)	・5年以上												
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入れ 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回当たり1,000円以上の金額 ・1,000円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。												
5. 払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2段階払出	・持ち家としての住宅取得又は増改築(以下「住宅取得等」という。)の費用の充実に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・住宅の取得等の日から1年以内に、取得費用を限度に1回に限り払い出します。 ・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の90%又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、1回に限り払い出します。 また、1回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に1回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口へお問合せください。												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・財形年金貯金と合わせて、550万円間まで非課税												
9. 中途解約時の取扱い	・上記5の目的以外で、払い戻した場合は、5年間遡って、利息に対し、20%課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <table><thead><tr><th>預入期間が6か月未満の場合</th><th>解約日における普通貯金利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>預入期間が6か月以上1年未満の場合</td><td>2年以上利率×40%</td></tr><tr><td>預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td><td>2年以上利率×50%</td></tr><tr><td>預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td><td>2年以上利率×60%</td></tr><tr><td>預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td><td>2年以上利率×70%</td></tr><tr><td>預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td><td>2年以上利率×90%</td></tr></tbody></table>	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	2年以上利率×40%	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	2年以上利率×50%	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	2年以上利率×60%	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	2年以上利率×70%	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	2年以上利率×90%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
預入期間が6か月以上1年未満の場合	2年以上利率×40%												
預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	2年以上利率×50%												
預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	2年以上利率×60%												
預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	2年以上利率×70%												
預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	2年以上利率×90%												
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												

1 1. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お一人様一契約となっております・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。
---------------------	--

商品概要説明書

譲渡性貯金（NCD）

（平成22年5月10日現在適用中）

1. 商品名 （愛称）	譲渡性貯金 （NCD）
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・期日指定方式 ・預入日の翌日から預入日の2年後の応当日
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・5,000万円以上 ・1,000万円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して支払います。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・中間利払利率は預入時の利率を適用します。 ・預入期間2年未満は満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間2年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・満期日以降の利息は発生しません。 ・付利単位を1,000万円とした1年を365日とする日割計算 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払率によって計算します。 ・個人ものは20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください
7. 手数料	・なし
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前には解約できません。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象外
11. その他参考となる事項	・この貯金は、利息とともにのみ譲渡することができます。 この場合、あらかじめ当組合に通知し、確認を受けなければなりません。 権利の質入の場合もこれに準じます。 ・当組合による買取は行いません。 ・期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初譲渡貯金額を下回る可能性があります。

商品概要説明書

定期積金(子育て応援型)

(平成22年5月10日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金(子育て応援型) (愛称:子育て応援型定期積金)
2. 販売対象	・個人のみとし、以下のいずれかの要件を満たしている方 ① 子ども手当の振込をJA口座指定としている方 ② 山形県の実施している「やまがた子育て応援パスポート事業」で配布しているパスポートカードを提示される方
3. 期間	・定額式 1年月以上5年以下
4. 契約額	・10万円以上300万円以下
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定額式 契約期間内で掛金を分割払込 ・1回当たり100円以上 ・定額式 100円単位
6. 支払方法	・定額式 満期日以後に一括して支払います。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りに年0.△△%を上乗せし、満期日まで適用します。 ・定額式 満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算(月割計算) ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特 約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
10. 中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息と元金を支払います。
11. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 確認書類・ 方法等	① 子ども手当の振込をJA口座指定としている方 JA口座に子ども手当受取口座の指定していることがわかるもの。(JA内で確認できる場合は、確認書類の提示の必要はありません。) ② 「やまがた子育て応援パスポート」カードを提示される方 パスポートカードの提示。(小学校6年生までの子どものいる家庭の場合は、裏面の「保護者の氏名」・「子どもの氏名」・「生年月日」が記載されていることが必要です。)

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
--------------------	---